

第六回国会 法務委員会 會議録 第五号

昭和二十四年十一月十五日(火曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事高橋 英吉君

理事田嶋 好文君 理事石川金次郎君

理事梨木作次郎君 理事大西 正男君

理事佐竹 晴記君

佐瀬 昌三君 古島 義英君

眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

吉田 省三君 猪俣 浩三君

田万 廣文君 吉田 安君

出席國務大臣

法務總裁 殖田 俊吉君

出席政府委員

刑政長官 佐藤 藤佐君

(檢務局長) 檢事 高橋 一郎君

(法制意見第 四局長) 檢事 野木 新一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

十一月十二日

戸籍事務費全額国庫負担に関する請願(石原圓吉君紹介)(第二四三三号)

戸籍事務を国の委任事務として地方財政法に明示の請願(西村榮一君紹介)(第二六五五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

戸籍事務費全額国庫負担の陳情書外十七件(山口県山口市長山下太郎外三十七名)(第四号)

同外二件(栃木県塩谷郡船生村長齋藤信一郎外六名)(第一〇号)

農地改革に伴う登記事務費国庫負担の陳情書(東京都議會議長石原永明外九名)(第六四号)

犯罪者応急保護法制定に関する陳情書(司法保護団体全国協議会)(第八三三三号)

十一月十四日

三國町に簡易裁判所並びに檢察庁設置の陳情書(福井県坂井郡三國町長宮川秀雄)(第一一七号)

戸籍事務費全額国庫負担の陳情書(石川県鳳至郡輪島町長日吉周藏)(第二二四号)

同(千葉県香取郡町会長伊藤源太郎外三十名)(第一五一号)

農地改革に伴う登記事務費国庫負担の陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一五八号)

戸籍事務費全額国庫負担の陳情書外一件(出雲市長森山繁樹外一名)(第一六六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

刑事補償法案(内閣提出第二号)

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日の日程は刑事補償法案、内閣提出第二号、少年法の一部を改正する法律案、内閣提出第三号、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第二号及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、

案、内閣提出第二六号であります。まず第一に少年法の一部を改正する法律案を議題といたし、先日に引き続き質疑を続行いたします。質疑の通告がありますからこれを許します。大西正男君。

○大西(正)委員 犯罪少年の更生に關しましては、職業輔導というものが、その目的を達するため大きな重要な点だと思つておりますが、この職業輔導に關しまして、少年院その他少年關係の機關におきましては、どの程度の施設が完備しておるものか、そういうことを承りたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 お説のように、犯罪少年の矯正教育としては、職業輔導が主要な要素になつておるのであります。事務當局としまして、その点に重きを置いて矯正教育を施しておりますのであります。新設の少年院におきましては、まだ十分に施設が整いせんので、少年院を出てすぐ一人前の生活ができる程度の職業輔導という点には十分に至つておりませんが、少年院刑務所の方はすでに施設が整つておりますので、たとえば水戸の少年刑務所のごときは、これを一名職業学校と呼んでおりました。木工であるとか、あるいはくつを製造する、あるいは洋服の裁縫であるとか、機械工その他十数種の職業別、それらの少年の特技に應じて職業輔導をいたしておるのであります。将来少年院におきまして、この水戸の少年刑務所で実施しておりますような、完全な職業輔導を行

いたと考えておりますが、いまだ施設が十分ではありませんので、木工であるとか、あるいは簡単な機械、器具の製造であるとか、農耕などに從事させておられますけれども、われわれの期待しておるような、十分な職業輔導の成績はまだ上つておらない状態であります。

○大西(正)委員 御説明によりまして大体わかりましたが、今の水戸の刑務所は模範的に行つておるようでありすが、御説明によりまして、少年院における職業輔導というものが非常に不完全であるということがうかがわれるのであります。現に私もこの夏視察に参りましたときに、職業輔導の部屋はできておりましたけれども、器具もなければ、設備はからつぽだ。そうしてこれを指導する指導官が一人もいないという現状のところがあるのであります。それは一にしてとどまらないのではないかと思つております。こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

○佐藤(藤)政府委員 現在少年院で矯正教育を受けて仮退院をした者が、また再び少年院に帰つて来る者の割合が、一割ないし二割と申し上げましたが、これは現在の少年院に入つておる收容者のうちの二割ないし三割、こういう意味だつたのであります。少年院から出た者の数に比例いたします。と、これはもうごくわずかのものではあります。現在少年院に收容されておる少年のうちで、再び少年院に入つて来た者は一割ないし二割くらい、こいねがわくは、すみやかにこの職業輔導に重点を置かれて、その設備を充實されることを希望いたします。また中には農耕をやらしておられますけれども、その農耕によつて得ました獲得物を、職員の方が少年よりも余分に恩典に浴しておつて、少年がある意味においてひがんでおるのではないかと、いふようなこともありはしないかと、想像されるのであります。これらの点につきましても、精神教育の面にも関連をいたしまして、その局に当られる方々については、特別の御留意を願うよう

に御指導願いたいと存するのであります。それから、この前の委員会におきまして、少年院に二度以上入つて来た者は一割ないし二割であるという御説明を承つたのであります。刑事処分を受けまして、いわゆる再犯者として参りますところの少年、そういう者はどれくらいの比率になりますか、御説明を願いたいと思つております。

の原因ではないかと思ふのであります。割合は受刑者の中で再犯以上の者が四割一分ないし二分、初犯者が五割八分ないし九分という程度で、戦前に比べまして再犯の率は非常に成績を示しておるのであります。一たび少年院において矯正教育を受けた者が、全刑務所の受刑者の中でのかなりの割合におるかという事は、今手元に詳しい統計がございませんので、その点は後日機会を得て御報告いたしたいと思ひます。

○大西(正)委員 それから少年法に直接関係はありませんが、少年院法の中で、特殊少年院は現在東北にあるように承つておりますが、この少年院法によりまして、おおむね十八歳以上の少年を特殊少年院に收容するように承つておりますが、十八歳未満の少年につきましても、特殊少年院に現在收容されておる者があるかどうか、あるいはまた收容すべき必要があるのではないかと申しますのは、先ほど申しました少年院の視察に参りましたときに、少年院の職員の方でそういう意見を出されておつた方がかなりございまして、十八歳未満の少年につきましても、特殊少年院に收容すべき者が相当あるという御意見がありましたので、御当局におかれましてはどういうお考えか承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 新しい少年院法によりまして、十八歳以上の者で、特殊な教育を施す必要のある者を特殊少年院に入れることになっておりますので、現在は十八歳未満の者は、特殊少年院には一人も入つておりませんけれども、ただいま仰せのように、十八歳未満にして、しかも凶暴性のある

者、性格のよくない者で、ぜひ特殊少年院において特殊な矯正教育を施さなければならぬ必要のある者がしばしば見受けられますので、過去一年間の経歴に徴しまして、将来は、たとえば十六歳以上の特殊な少年については、特殊少年院に收容することができるよう少年院法の改正をしたい、こういうような気持で、来るべき通常国会においては、その点の改正案について御審議をお願いしたいと考えております。

○大西(正)委員 もう一点伺います。前回の委員会におきまして、佐藤委員その他の方から御質問がございました。点に關連をいたしますが、少年法の第五十六條によりまして、刑事処分を受けた少年が、少年として裁判を受けた場合には、刑務所における少年としての処遇を受けるわけでありまして、刑務所に在所中に成年に達した場合は少年としての処遇を受ける道が開かれておるのであります。ところが裁判の経過中におきまして、裁判時に成年に達した場合には、この少年法の適用を受けないということになるのであります。ところが、こういう点におきまして非常な矛盾があるというふうに私も考えるのであります。そこで少年法についての今の点につきまして、何らかの救済規定と申しますか、そういうものをに入れて、裁判時においてたゞ成年に達しても、ある程度の年齢までは区切つて、これに対して同じく少年法による処遇を受け得る道を開く必要があると存するのであります。こういう点についての将来改正等に関する御意見がありますかどうか、承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 新しい少年法におきましては、法律に定める少年については、なるべく保護処分によつて矯正教育をするという建前になっておりますので、裁判が遷延しておるために、少年をして、少年の特殊な処遇を受けることができないような不都合の結果を生じないように、十分裁判の迅速を期さなければならぬのであります。それが、それにもかかわらず、裁判が延びたために、少年をして保護処分の機会を失わしむることがないように、何らかの立法を要するのではないかと御意見に承つては、まことにごもつともな次第でありまして、私もその点の立法が必要ではないかというような観点から、その後の実施状況を調査いたしておりますので、調査の結果資料がまとまりますれば、あるいは改正案に着手することにもなるかと思ひますが、今のところは、最近の機会に、たとえば来るべき通常国会に改正案を提案しようというところまでは進んでおりません。

○大西(正)委員 私の質問は終りました。

○石川委員 関連して一点だけ、氣のついたことをお伺いいたしますが、少年刑務所に対しましては、作業による歳入の予算というものはあるようでありまして、それはやはりあるものでございませうか。

○佐藤(藤)政府委員 少年刑務所におきましては、普通の刑務所よりは割当が少いのであります。作業の収入の割当予算は計上してあるつもりであります。

○石川委員 少年刑務所では、少年でありますから予算の歳入見積りは少ないと存じますが、予算額が決定してありますために、その歳入を必ず達成し、そのような御指示をなすつておるのではないでしようか。そうしてまたそのために、教育が第一義でなければならぬにかかわらず、最近に至りますと、その歳入目的達成が第一義になつておるというやうなことが、少年刑務所に見られないであらうか。そういうやうな傾向があつたならば、どういふやうな方法を講じて行かれるかを御聞きしたい。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまの仰せまことにございまして、私も、私どもも作業の成績を上げるようにといふことを全国の刑務所に伝達する際に、本来の矯正教育の目的を忘れないやうにということには、つけ加えて申しておるのでありますけれども、各現地にございましては、作業の成績を上げるやうなことに重きを置いて、そのために教育という観点をやや薄らいで来るやうな弊がないでもないものであります。それは御承知のように、作業の予算を大蔵省と折衝する際には、来年度はこの程度予算を認めるから、収入はこの程度上げてほしいというやうな注文もありますので、そのやうなことが反映して、各現地においては非常に収入を上げるやうなことに重きを置くというきらいがないでもありませんので、その点はお説のように、そういう弊に陥らぬやうに今後も十分注意をいたしたいと存じております。

○花村委員 ほかには御質疑はありませんか。

○北川委員 青少年の不良化の大きな原因の一つとして、私は未成年者禁酒法、禁煙法が厳格に実行されることが必要ではないかと考えております。福岡の少年院に参りました際に、入院しておるほとんどすべての者が、タバコをのんでいるというやうな現状でありました。これらを防止することによつて、不良化を防止することができるとは、ないかと考えておるのであります。最近に禁煙禁酒法によりまして取扱われました事件がどのくらいございまいしうか。また将来この法律の実行について、特にこれを強化しようといふお考えを持つておられまいしうか、伺いたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 青少年に対して禁煙、禁酒と申しますか、禁煙法、禁煙法が施行されなければならぬことは、まことに御説の通りであります。その点は十分嚴重に取締りをしておるつもりであります。實際事件として現われて来るのは、ごくわずかな数でございまして、正確な数字は今手元にございませんので申し上げかねます。この禁煙法や禁煙法の施行につきましては、取締り当局がたゞ嚴重にやるといふことだけでは足りませんので、むしろ私も家庭において、社会において青少年を教育する上から、飲酒喫煙の弊害があることを十分自覚して、そしてはたから青少年をして酒は飲まない、タバコはのまないやうに自制させるやうに教育することが、一番効果があるのではないかと存じております。はなはだ余談になりますが、先般司令部の私の急激しておる知合いの方、これは向うのローヤーであります。私はアメリカは自由教育の盛んなところであるから、どこか家庭でも、酒を飲んだりタバコをのんだりすることは、親は当然認めてはおるもの

と想像しておつたのでありますが、その方の話によりますと、大学時代に夏休みに家へ帰つて来たが、自分のおやじがタバコをのんでいたが、あわててそのタバコを消してしまつた。そして部屋中がもう煙だらけであつた。そこで初めておやじもタバコをのむのだということを知つたので、自分にタバコをのませないために、おやじが自分の前ではそれまで一度も煙を見せたことがなかつたというやうな家庭教育の模様を私に話して聞かせましたので、自由教育の盛んなアメリカにおいて、やはり家庭においてそういうふうな厳格なしつけをしなければ、禁煙禁煙といふやうなことは守られないのじやないかといふことを、痛感させられたのであります。日本においても禁煙禁煙の法律を勵行するためには、やはり私も全体が家庭において、社会において、青少年がタバコはよくない、酒はよくないといふことを自覚するやうに、お互いに戒め、また教育するのが一番効果的ではないか、かような考えを持つておるのであります。

○花村委員長 ほかにもありませんか。御質疑があれば、本案は次会に審査を終了したいと思ひますから、さう御了承願ひます。

○花村委員長 次に刑事補償法案を議題といたします。

質疑の通告がありますから、これを許します。石川金次郎君。

○石川委員 刑事補償法案について伺ひたいです。まず私のこの法案に対する考え方は、憲法に相応した刑事補償法ができ上つて参りますことは、私先国会以来、その前からの願ひであ

りますが、提案理由に書いてありますやうに、不幸にして前国会は通らなかつたのであります。今度はでき得るだけいい法律といたしましてこれを通したいと思つております。しかし一つの法が出て参りまして、これを實際に運用することになりまると、いろいろ疑問も出て参りますので、でき得るだけ立法者としての意思を明らかにいたしますための、運用の場合における疑問をなくしますために質問をいたしたいと思つてあります。私の質問の態度はそれでありま。

まず第四條に關連してお伺ひして、明らかにしておきたいと思ひます。提案理由の説明によりますと、刑事補償が國家賠償と異なるのは、國家賠償の故意または過失を補償の要件としなかつたこと及び補償の額が定型化されておることの二点である、こゝ言つておるのであります。まづたゞその通りでなければならぬのであります。そこで刑事補償は國家賠償の故意または過失を補償の要件としなかつたことになりまると、第一條に規定してあるところの冤罪者の請求権者は國家賠償の故意過失といふことを要件としなかつた請求し得るものだと思います。ところが國家賠償の故意過失がありました場合には、今度は刑事補償法並びに國家賠償法に基くものとしての請求と、この二本の請求権が出て来るものと思ひます。そういうやうな御趣旨の説明でありましたが、それは間違ひないでありませんか。

○高橋(一)政府委員 ただいまのお尋ねの通り、刑事補償は故意過失を要件といたしませんで、従つて故意過失のある場合には國家賠償も受けられる。

もつとも額について刑事補償と國家賠償との關係につきましても、大体五條の規定がございますけれども、両立するものと考へます。

○石川委員 もしさうでありますと、刑事補償の請求の場合は、補償額の決定にあつて、國家賠償の故意または過失といふことは審理の外になる、審理が必要ないといふ存じますが、その点はどうでありますか。

○高橋(一)政府委員 その点はただいま申し上げた通り、刑事補償手続におきましては、故意過失が要件とならないのでありますけれども、しかし失ひつきりわかつております公務員の故意過失について、この刑事補償法に規定いたしますところの、たとへば拘留、拘禁について、二百円ないし四百円といふやうな額の範囲で、もしカバーできるものでありますれば、それを考慮してさしつかえないのではないかと。その結果、特にまた故意過失を立証いたしました、國家賠償手続をとるといふやうなむだも省けると思ひますので、カバーできる範囲では、わかつておるものについてそれを考慮することは、さしつかえないのではないかと。さう考へております。

○石川委員 そこで第四條の第二項に書いてあります「警察、檢察及び裁判の各機關の故意過失」ということがわかつて参りました。わかつては参りましたが、決定は裁判であります。この点はあとでお伺ひいたしますが、裁判いたしますときに、故意過失なきところの補償はこの限度である、故意過失のあるところの額はこの限度であるといふことを明らかにするのであります。か。さうしてまたさうなつて参ります

と、國家賠償法の精神と離れて来はしないかといふ点を憂慮いたしますが、これをお伺ひしたい。

○高橋(一)政府委員 補償決定の裁判には、故意過失があればこの額であるが、この場合があるからさうなるといふやうに、故意過失の有無によりまして特に額を明示いたさないものであります。それで刑事補償を受けまして、故意過失を立証すれば、おそろくもつととれるだらうといふやうな場合に、國家賠償の請求をするといふやうなことになるものと考えるのであります。

○石川委員 しかし刑事補償は、あなたが先ほど明瞭におつしやつてくださったが先ほど明瞭におつしやつてくださった要件としなかつた。要件とせずしてただ冤罪であつたがゆゑに補償する、これは當然であらうと思ひます。何ゆゑにここに故意過失を調べなければならぬとしたかわからないのであります。故意過失ある場合は別の救済の法律があるのでありますから、國家賠償法にこれを譲つてさしつかえないと思ひます。ただ故意過失あるなしにかかわらず、これは冤罪としてやるのですから、當然二百円ないし四百円といふものは補償するといふのが當然ではないかと思ひます。御説によりますと、ここに故意過失を入れたといふことがわからないのであります。また刑事補償法の精神からも、本来の原則からも反するのであります。この点、これが必要であるといふ理由をお聞きかせ願ひたい。

○高橋(一)政府委員 御質問の点はまことにごもつともでございます。しかしながら刑事補償の金額が、かりに三百円なら三百円といふやうにきまつて

おります場合には、さういふこともさしつかえないのではないかと。思ふのであります。やはり二百円ないし四百円といふやうに裁量の巾がございまして、その場合一切の事情をやはり裁判側としては考へざるを得ないのでないかと考へるのであります。そのやうな観点から、考慮の中に當然故意過失は入るのではないかと。さういふやうに考へた次第でございます。

○石川委員 先ほどのやうに、裁判として現れて参ります決定書に、故意過失に基く額はこれ、さしつかえないで、全部二百円から四百円の間の額を決定するといひますならば、あとで故意過失ありとして、また再び國家賠償法に基く一つの損害賠償請求がなされました場合は、一体どう取扱ふのであります。全然その決定によつては故意過失といふものは現われ得ないのであります。現われ得ないものを、故意過失をここに調査しなければならぬといふことになる、裁判官に対して過重な負担を與えなければならぬ。その他の点については、ここにも書いてありますやうに「うべきであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損害並びに」といふやうに書いてある。四百円を決定して参りますのは、これらを考慮して、故意過失を除いておくといふのがほんとうの法の御趣旨ではないかと思ひます。

○高橋(一)政府委員 その補償金額をきめず場合には、故意過失の有無を考慮しなければならぬとありますのは、特に故意過失の有無で裁判所において調べをしなければならぬといふことには考へていないので

あります。刑事補償は、故意過失の有無を問わず、これをするのが建前でありますから、そういうふうと考えているのでありますが、ただ何と申しまして、抑留、拘禁を受けた者の身になつて考えますと、故意過失によつてさうな目にあつたという場合と、そうでない場合とは、おのずから苦痛の程度が違ふのではないかと。この刑事補償はさうな苦痛に対する損害賠償といふことを目的といたします以上、そのような苦痛だけを考えるという場合でも、やはり故意過失についてわかつたものについては、これを考えてもさしつかえないのではないかと、このように考へてゐるのではないかと。

○石川委員 どうしてもまた深くお聞きしなければならぬと思ひます。四百円という限度は、故意過失をプラスした最高限でありますか。どうもそういう御趣旨のようであります。当初は、額を押えてそれをやるのだ、故意過失があつた場合はまた別だ、こういう救済の方法のようにわれわれは考へておつたが、どうしてもそこに戻つて来るのです。

それからも一つ、裁判所が考へなくともいいのだ、そういう意味ではないのだという御趣旨に承りました。もしそうでありましたならば、響いてあるのは故意過失の有無の事情を考慮するところであつた、そうなりますと、こゝういふことは実際にそれを除くという意味で、ただ文字をこゝに入れておくだけだということでありまして、実際の運用の場合はさうでなくなつてゐる。だからこの場合、どうして故意過失を入れないならぬのか。故意

過失ならざる一切の事情は二百円、こゝうしてくだつた方が國民に対する親切な裁判ではございませうか。二本建にするのは、故意過失を含む、四百円が最高だということになつて来たから、わからなくなつてしまふじやないかと思ひます。

○高橋(一)政府委員 補償金額の二百円ないし四百円と申しますのは、故意過失があることを前提として定めたものでは絶対にありません。故意過失なくして刑事補償をする金額を定めたものでございませう。それでたゞいまのような御疑問の点もあるものでありますけれども、たとへば同じような條件で抑留拘禁された者が二人ありました場合、他の條件は同じで、一方は故意過失によつてさうな目にあつた、片方はさういふことはなかつたというやうな場合に、やはりさういふ点はこのわくの中で考えられるだけ考へてよろしいのではないかと考へます。

○石川委員 限界を金で表わしますと、最高限四百円になります。四百円そのものは、故意過失がない場合に行き得る限度でありますか。

○高橋(一)政府委員 そうです。

○石川委員 もしさうだとすれば、故意過失を含むことは意味をなさないのでないか。ですからそれよりも、この点はなくともさしつかへございませう。それをお聞きします。ない方がかゝつて明瞭であり、ない方がよろしいかと存じますが、御意見を伺ひたい。

○委員長退席、高橋委員長代理席

○高橋(一)政府委員 たゞいまの点非常にごもつともな点と思ひますので、若干の時間を與へていただき、至急に考へてみたいと思ひます。

○石川委員 少し続けて参ります。補償額を二百円ないし四百円と定めまして基礎ですが、どういふところからこの二百円と四百円は出て来たかを、國民にわかるようにお知らせ願ひたいと思ひます。最高限四百円とありますのは、物価がかわつた場合はそれがかわつて行くのかどうか。私はもちろんわかつておりますけれども、國民に知らせるつもりでお願ひします。

○高橋(一)政府委員 金額を二百円ないし四百円と定めました経過を御説明いたします。現行法が一日五円以内といふことになつておるのであります。その根拠が必ずしもはつきりいたしておりません。従つてそれとを比較して、現在のどの程度の金額が適當であるかといふことを定めるに、一応當時の政府委員は、訴訟費用における証人の日当などを考慮いたしまして定めたものと思つておるのであります。かりにこれを標準といたしますれば、当時の証人の日当が二百円以下でありまして、現在の日当は二百円以下といふことになつております。従つて六十倍でありますから、元が一日五円以内の刑事補償であれば、三百円以下といふことになるわけでありませう。さらに賃金の推移を見ますと、工業に従事する男子の賃金は、昭和七年に比べまして、昭和二十三年の平均が八十倍、昭和二十四年、五月が約百五十倍、交通業は昭和二十三年平均が九十倍、昭和二十四年五月が百二十倍になつております。東京の小売物価を見ますと、昭和二十三年が百六十倍、昭和二十四年

六月が二百六十一倍でありまして、米の価格は二百倍余になつております。これらの観点から見ますと、証人の日当以外は昭和七年に比しまして、いづれも現在百五十倍以上になつてゐるので、旧案當時はともかく、現在では二百円以上四百円以下という金額は、あるいは低きに失するといふやうなことも言われるかもしれないのであります。が、國家財政の見地から、補償金額にある程度の制限のあることはやむを得ないと考へます。一方最低生活の保障をはかるに上まわる補償金を交付するといふことは、このような財政状態その他のもとにおきましては、妥當ではないといふふうには考へたのであります。

そこで昭和二十四年五月における男子工業平均賃金は一日三百七十四円、坑内夫四百二十九円、交通業約三百五十四円、業種別労働者平均賃金一日三百五十二円、職人一日四百四十八円といふやうな金額を考慮いたしまして、結局旧案のやうな一日二百円以上四百円以内といふところが、大體適正なところではなからうかといふやうな結論に達した次第であります。

○石川委員 お伺ひいたしますと、その二百円ないし四百円の金額は、抑留拘禁せられなかつたならば、そのとき賃金を得たであろうといふ点は大体補償されましたけれども、それだけで刑事補償法の目的が達せられまじやうか。それ以外に求めて行かなければならぬ本人が受けた名誉上の打撃。こゝには「精神上の苦痛及び身体上の損傷」と書いてありますが、それらをどのようにおはかりになつたかといふこととあります。むしろ受けました方の

側から申しますならば、これは終世拭うべからざる苦痛になると思ひますが、今の御説明の四百円は、得べきであつた賃金といふことが根拠になるから、この点もさらに考慮されてゐるのかといふことをお尋ねします。

○高橋(一)政府委員 お尋ねのやうに、確かにこれは経済上の損失といふもののほかに、さらに慰養料も含んでいなければならぬものと考へるものであります。それで先ほどの御説明が足りなかつたかと考へるのであります。が、このやうに、現在の平均賃金を考慮して定めたのでありますけれども、平均賃金からたゞにこの金額になつたわけではないのであります。いわゆる損害賠償等におきまして計算になりますと、先ほど申し上げました平均賃金といふやうなもの、あるいは実際の生計費などは差引かすべきものと考へるのであります。かやうな点がマイナスになり、一方慰養料相当のものがプラスになる、そのやうなところを勘案いたしまして、勘案いたしまして、まず二百円ないし四百円といふところが妥當ではないかといふやうな結論に達したわけでありませう。

○石川委員 そこでちやうど問題にぶつかつたから、この点明らかにしておきたい。國家が刑事補償といふやうな責任を、憲法の上で定められたものを果して参りますときに、財政上の理由でそれは許されないのであるといふところでは一定の限界を切るひとつの根拠、これを御説明願ひたい。これは議論としては、基本的人權は公共の福祉の破壊になる場合がある、こゝういふことをしばしば政府当局から承つてお

とをしばしば政府当局から承つてお

る。もちろん私自身も基本的人権は一切の制約を受けるものとは、権利の発生そのとき自体にあると思ひますけれども、その言葉をしばしば用いるのでありますから、ちよいとここに似たりよつたりの問題が起きておりますから関連して伺いたい。たとえば正義も公共の福祉のためには犠牲にならなければならぬ場合もあり得るのだという理論的の説明であります。首肯ができませんように御説明願ひたい。

○高橋(一)府政委員 確かに基本的人権を侵害された場合の補償を、金がいからといって、これを不十分な限度で減らすといふことは、許さるべきではないと考へるのであります。ただ財政上の要求もありまして、できるだけ所要の額を節約したいという要請に對しまして、絶対に二百円ないし四百円では足りない、もつと高額の補償にすべきであるという合理的な論議といふものが見出しにくかつたわけでありまして、大体これでは憲法の要請する程度のことではまかなへるのじやないか。いや、それでは足りないのであつて、たとえば全部四百円とか、あるいは五百円とかいふようにしなければならぬという論議がなか／＼見出しにくかつた次第であります。そういう關係で、先ほど財政云々といふことを申し上げたのであります。決してこれは財政上の理由で不十分な補償でもしかたがないといふふうなつもりではございません。

○石川委員 わかりました。そこで、これは困難かもしれませんが、この法律を實際実施することによりまして、一体いくらの予算が必要だといふことになりましようか。参考資料としてこの表はもらつておりますが、すでにこのような統計ができておるのでありますから、大体における見當がつき得るであらうと存じます。来年度はどれほどの予算を見込んでおられますか。

○高橋(一)府政委員 予算の關係につきましては、これは最高裁判所の予算に含まれるのであります。現在最高裁判所事務局側と、大蔵省側との間に協議がととのいて、この国会に追加予算として、及び来国会に来年度予算として計上するべき案を御説明いたします。先に金額を申し上げますと、本年度の追加予算としては、最高裁判所は九百八十六万四千円を要求しております。これは實際には四千八百六十三万二千円を要すべきところを、そのうち、三千八百七十六万八千八百円は補償の裁判がおそらく来年度にわたるであろう、あるいは拂渡しが来年度にわたるであろうといふことで繰越しになつておりまして、本年度内には九百八十万円あまりといふ要求にとどまつてゐるわけでありまして、来年度において大体一年間の刑事補償金額として最高裁判所が算定いたしましたものは千九百八十四万二千九百円でありまして、これに先ほどの繰越額三千八百七十六万八千八百円を加へまして、来年度予算は五千八百六十一万一千円ということになつてゐるのであります。法案でおいで、新憲法施行後今日までたまつておりました刑事補償の事件が、お手元に差上げました配付資料に詳しく載せておりますように、全部これが訴訟になる可能性があるのであります。が、そういふために、本年度は非常に多額

の経費を要します。しかし来年度からは約二千万円程度で予算が済むのではないかと一ふうに見えておるわけでありまして、この一年間二千万円という大抵の数字の根拠を概略申し上げますと、無罪の率が、新しい刑事訴訟法になりましてからかなり高くなつております。もちろん有罪言渡し人員に對する比率から言いますと、微々たるものであることは従来通りでありますけれども、それでも従来に比へますと、二倍あるいは二倍以上といふやうに高くなつておるのであります。本年の一月から三月までの三箇月間に、全国の裁判所において無罪の言渡しを受けたものが六百三十八人ございます。それでその数字は、勾留されたか、されないかといふことを別にいたしましたので、すべて無罪の言渡しを受けたものの数であります。その中で勾留されたものは実績に徴しますと約三分の一であります。そしてその一人の平均勾留日数は六十日といふことになつておるのであります。それでこの三箇月間の実績を大体もとにいたしまして計算をいたしました結果が、先ほどの年間約二千万円といふ数字になつておるわけでありまして、概略御説明申し上げます。

○石川委員 それでは補償額のことば打ち切りますが、これは各国の例でもなによりであります。もし抑留、拘禁によつて回復したあたる健康の喪失といふような場合があり得ると思う。こういう場合、補償といふものを考へなくてもよいものでしやうか、考えられなかつたのでありましようか。

○高橋政府委員 抑留拘禁されております間に健康状態の悪くなつたといふような点は、当然刑事補償において考慮すべきであると考へております。

○石川委員 その点を考慮しての最高限四百円と考へられたのであります。○高橋(一)府政委員 さうであります。

○石川委員 この補償額は、さつきの得べかりし補償といふ限界をはるかに下まわるようなことになるのではないかと。最後の回復したあたる健康の喪失といふものをいれてこゝで最高限を示したものと私は思ふ。そうすると普通の賠償額は非常に少いものになりはしませんか。それは除いておるのじやないですか。除くといふことを御説明願ひなれば、補償法の筋が通らな

い。除くことは除くといふ別理由をはつきり説明願ひたい。それは除くことがやむを得ないものであるという理論がはつきりしなければ、あるいは百円になるかもしれぬ。五十円になるかもしれぬ。

○高橋(一)府政委員 たとえば最高限が四百円になつておりますのは、裁判所は最高が四百円になつておるが、これは抑留拘禁によつて相当健康を害した場合も含んでおるのである。それから先ほど御質問になりましたように、故意過失がある場合も含んでおるのである。そうすると具体的場合はさういふことがなくして、ただ抑留拘禁されて無罪になつただけであるから、ずつと輕くてもよい、こゝういふことになつては、われ／＼の立案の考へとはたいへん隔たつたのでありまして、大体において抑留拘禁されて無罪になれ

ば、それで二百円ないし四百円以内においてのしかるべき金額を裁判所できめていただくたい。もちろんその場合に、健康状態を害したといふのであれば、できるだけ高く見る。しかし害していないからといつて、その分から著しく下げるといふふうには、實は考へておらないのであります。

○石川委員 そうしますと、少し均衡がとれないやうでありますけれども、この点はさらにまたお聞きすることにいたしまして、次に移つて参ります。次にわかりいふやうな文句でありますけれども、きわめてわかりずらいことになつてゐるのです。公共の福祉とは何かと聞いたのですが、だれもわかる人がなかつた。そういうことが出て来るのであります。これはあなた方はすつかりおわかりになることで、本人の死亡によつて現に生じた——現に生じたと書いてありますから、すつかりわかつたやうな氣がいたしますが、ひとつお尋ねしておきます。

○高橋(一)府政委員 「本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額」と書きましたのは、本人が死亡したため、本人の財産中から支拂われ、または財産中に債務として残存することとなつた金額を言うのであります。なお旧案では、補償を受けるべき遺族についての損失を考へておつたのであります。が、本案では相続の觀念を取入れることになりましたので、損失は本人についてのみ考へることとなつたのであります。このやうな本人主義的な考へ方が、死刑の執行による補償額を算定する場合にも現われておるのであります。

○石川委員 そうすると、死亡によつ

て現在財産上の損失があつたというのでありますから、葬式の費用。それから刑務所でなくなつたような場合には、死体を引取らなければならぬ、それらの費用。それから拘留による収入減。これは賠償の方にくつて来るかも知れません、これはどうなりますか。一日千円もあつておつた人が、補償法ではわずかしからぬといふことになるのですが、これは何を考へてゐるのですか。

○高橋(一)政府委員 ここにありますのは、ただいまお示しのような葬式費用とか、死体引取り費用などというものが古典的なものでありまして、まずそんなものじゃないかといふふうを考へておるのであります。

それから後段で申されました、本人が拘留されておつたために収入がなくなつたといふのは、現に生じたというよりは、得べかりし利益の損失でありまして、ここには含まれていないといふふうに解釈しております。

○石川委員 そこで第三項の死刑になつた場合の補償五十万円以内といふのですが、この五十万円はどんな性格の補償ですか。どういふものを賠償費用として定めた五十万円をお伺いしたいのであります。

○高橋(一)政府委員 それでは五十万円といふ金額を考へました経過をまず御説明いたしたいと思ひます。死刑の執行の場合の補償金を五十万円以下といたしましたのは、結局その程度をもつて相当であるといふふうに御説明するほかはないのであります。このような結論に達しますまでの考へ方といひました例は、死刑の執行をした後無罪になつた例は、現在までもございせん。将来もこのようなことは実はあつ

てはならないわけでありまして、このやうな場合につきましては、裁判所が具体的な場合に依つて決定するところに一任するといふ現行法がありまして、それではないかといふことも考へられませんが、こういう場合にもやはり最高限度を定めるべきであるといふ有力な意見がございまして、いろいろ資

料によりまして調査をいたしたのであります。現実に死刑の執行を受ける者の年齢、家族関係、その他あらゆる事情が千差万別でありまして、統計的に幾らを相当とするかといふことを示すことが不可能であることが、実はわかつたのであります。結局社会通念によつてきめなければならぬといふふうになつたのであります。その際

に私どもの考へましたことは、まず刑事補償は不法行為に基く損害賠償ではないのでありますから、生命の侵害に基く損害賠償の前例をもつて、この場合の金額をきめる基準にすることは適当ではないといふことではあります。生命の侵害につきまして、故意または過失があればその責任は重大でありまして、精神的、物質的の全損害を賠償すべきことはもちろんであります。死刑

の執行につきまして、公務員に故意または過失があるならば、国は國家賠償法によつて全損害を賠償いたします。刑事補償はそれとは違ひまして、公務員には一応過失がない場合を前提としておるのでありまして、故意、過失がある場合と同一に考へることは理論的でないばかりでなく、その必要もないと考へるのであります。それから

ホフマン式計算方法といふことがよく言われるのであります。これは生命侵害による物質的損害算定の方法でありまして、純粹の慰養料の算定には実は利用ができません。現在毎月赤字続きの生活をしてゐる者にとりましては、ホフマン式計算方法を用ひますと、実に奇妙なことでありまして、損害がゼロになつて出て来るというやうなことがあるのであります。以上のことを十分に考へました上で、一応参考とするために、生命侵害の場合の損害賠償額を計算してみました結果、次のやうな数字を得たのであります。計算の前提として必要なのは年齢別の収入調査によりまして、これは総理府統計局の調査によりまして昭和二十三年十月の六大産業分類別年齢階級別一人当り一箇月現金給與額によるものとしたしまして、それ以外に適當な年齢別の収入調査が見当らなかつたのであります。これによりまして、二十歳

の者は三千八百九十四円、三十歳の者は七千八百四十円、四十歳の者は九千三百九十円、五十歳の者は九千七百九十八円といふ数字が出て参つたのであります。ホフマン式ではこれから所得税を差し引き、さらに一人分の生計費を控除するのであります。生計費は経済安定本部統計課の調査によりまして、昭和二十三年十月の東京における生計費を一世帯当り人員四・五人で除して得た一人当りの生計費、二千六百十二円といふものを使つて計算してみ

たのであります。所得税は二十歳の者については二割五分、その他の者につきましては二割といたしまして、その結果ホフマン式によつて計算してみますと、二十歳の者は十八万八千二百二十四円、三十歳の者が七十五万二千九百八十九円、四十歳の者が百三万七千七

六円、五十歳の者が八十七万四千二百五円といふ数字を得たのであります。以上がホフマン式計算によりまして、その結果がございまして、そのほかに慰養料が加つて全損害となるのでございまして。しかしこの計算にはいろいろの推定の正確な数字が基礎となつておりますので、その点最初に申し上げたやうに、非常に考慮を要するのであります。さらにこれを故意、過失のない場合に引直しますことは、とうてい数字的に不可能なわけでありまして、最後はやはり最初に申し述べた通り、大體の遠慮と申しますか、そういうことで金額をきめざるを得ないことになつたわけでありまして。先ほどの御質問の趣旨に多少はあつておるかも知れませんが、五十万円といふ金額は、以上のような考へ方を経て定めたやうなわけでありまして。

○石川委員 死刑になりました場合は五十万円、現に失つた損失額と証明される場合にはこれを得ることができるといふのです。そうすると、今度は刑務所の中に拘留拘禁されてゐたのは見ないことになるわけですか。

○高橋(一)政府委員 それは刑事補償の対象になります。

○石川委員 そうすると死刑になつてあとで無罪になつた場合に、この四條第三項による補償額と、四條第二項による補償額と二つ受けられる、こゝういふわけがございまして。

○高橋(一)政府委員 さうでござい

ます。

○石川委員 そういたしますと、この五十万円は結局慰養料だ、こゝういふわけでありますか。

○高橋(一)政府委員 その通りと考へております。

○石川委員 さらに五項についてお聞きします。年五分で加算した金額を支拂うといふことになるのですが、年五分の出所についてお聞きしたい。

○高橋(一)政府委員 年五分といひましたのは、民法の一般原則によつたものであります。

○石川委員 それはそれでよろしい。ところが税金をとりましたときには、日歩二十銭國家がとりませんが、あれはどうして御改正にならなかつたのですか。

○高橋(一)政府委員 徴税の場合の率が非常に高率であることは、お話の通りでありますけれども、やはり一般の民法の原則によつて、最も妥當ではないかといふふうを考へて、さういふ金額にいたしましたわけでありまして。

○石川委員 私たち國民から言いますと、無実の罪で刑務所にひつぱられた、名誉もなくし、健康も害した、それがまず民法の保護でいいといふことになるなら、税金をごまかしたりしてない限り、困つて拂えなかつた場合は、二十銭とられるといふことはどうも合はぬ気がするのであります。法務片のこしらへていただくところの法案、法務委員会を出していただくところの法案は、どこから見ても公正妥當であると思はれるものを出していただくたが、税金の場合は二十銭でもしかなかったが、冤罪の場合の補償は年五分でしかたがない、こゝういふことをなるべく納得の行くやうに御説明していただければ幸いでございまして。

○高橋(一)政府委員 税金の場合には過怠金の意味が含まれてゐるのでは

ないかといふことは、税金の場合には過怠金の意味が含まれてゐるのでは

ないかといふことは、税金の場合には過怠金の意味が含まれてゐるのでは

ないかといふことは、税金の場合には過怠金の意味が含まれてゐるのでは

ないかといふことは、税金の場合には過怠金の意味が含まれてゐるのでは

ないかというふうに実は考えているのです。

それからおねはねにお尋ねにないこととてありますけれども、この刑事補償によつて拂いもどされる金額は、所得税の対象にはならない。所得税法の六條の第二項によりまして「損害賠償に因り取得したもの、慰謝料その他これらに類するもの」という中に入るといふふうに私どもは考えておるわけでありす。

○石川委員 もちろん所得税の対象にはなりません。自分のものを預けておつたのだから、対象になるとすれば年五分の収入が対象になるわけでありす。これによると、自分が没收され、罰金としてもうすにとられたものが返つて来ることになる。この辺はどうもふしぎなのですが、われ／＼から言つと、罰金をとられておつたものが、無実の罪とわかつてそれが返つて来る。それが年五分の利子が拂われる。税金という、百円に日歩二十銭だ。それでもお上のやることはしかたがないのだということ、説得し得る御説明になるものかどうか。それで説得ができ、みんながわかれば不平は言いません。それがわからなければ、ちまたで不平を言います。

○高橋（一）政府委員 実はこの罰金を執行した場合に、これを返して、なお利息を年五分の割合によつて補償するわけでありす。確かにお話のように、現実に受けた損害だけでありまして、利息の点で見ると、あるいは他の金額で見るとは含めたいとして、慰謝料的なものは含まれておらないのであります。その点も実は私どもも考えたのであります。憲法に

よりますと、抑留又は拘禁された者が、あとで無罪になつたときは、刑事補償をするということになつておりまして、憲法の考え方から言いますと、今の罰金の取立ての場合は、直接問題にはしておりません。ただせつかく刑事補償をするのであるから、こういう場合に、最低限度の補償は一緒に規定した方がいいであらう。こういうやうな考え方、その罰金取立ての場合の刑事補償ができておるのであります。確かに慰謝料の要素は含んでおりません。従つてまた利息の率が高いへん低いではないかというやうなことも、あるいは起つて参るかも知れませんが、私どもの方では、刑事補償で、憲法の要請するところが直接カバーされるわけではないけれども、あわせてこの程度のことはした方がよろしいというやうな考え方、書いたわけでありす。

○石川委員 わかりました。それではきようはこれだけにして、明日に続行さしていただきたいと思ひます。

○花村委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明後十七日木曜日午後一時より開会いたし、本日に引続き審議を継続したいと存じます。

よつて本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

昭和二十四年十二月三日印刷

昭和二十四年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所